

(令和4年度第2次補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 魚沼市 (都道府県: 新潟県)
本事業の担当部局名 総務政策部地域創生課

事業メニュー: 結婚新生活支援事業
区分: 結婚新生活支援
関連事業メニュー: 4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型コース)
個別事業名: 魚沼市結婚新生活支援補助金
実施期間: 交付決定日 ~ 令和6年3月31日
対象経費支出予定額: 4,500,000 円
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け
1. 概要
【補助対象要件】
- 所得要件: [x] 夫婦の合計所得が500万円未満
- 年齢要件: [x] 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
【補助上限額】
29歳以下の場合: [] 各費用に係る合計が60万円
39歳以下の場合: [] 各費用に係る合計が30万円
【対象費目】
[x] 家賃 [x] 住宅購入費用 [x] リフォーム費用 [x] 引越費用
【その他独自要件】
2. 申請見込
①新規世帯見込: 上記のうち 10 世帯 (ともに29歳以下) 5 世帯 (左記以外) 5 世帯
【積算根拠】
人口動態統計における婚姻件数及び国民生活基礎調査における世帯年収から対象世帯を算出した。
・29歳以下申請見込: 51世帯 = ①89件 × ②65.6% × ④87.9%
・上記以外申請見込: 15世帯 = ①89件 × ③25.3% × ⑤66.9%
①「令和3年度人口動態統計」直近年度の魚沼市年間婚姻件数89件
②「令和3年度人口動態統計」直近年度の結婚生活に入った夫婦ともに29歳以下の世帯割合65.6%
③「令和3年度人口動態統計」直近年度の結婚生活に入った夫婦ともに39歳以下の世帯割合25.3%
【令和4年度申請状況】
令和 年 月 ~ 令和 年 月

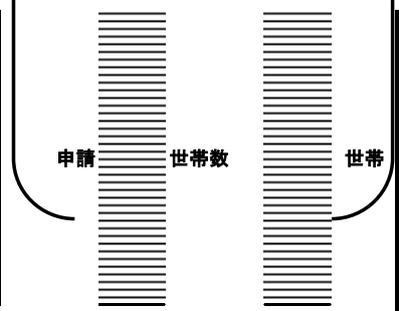
④「令和3年度国民生活基礎調査」直近年度の世帯主の年齢別、世帯所得の割合
29歳以下の世帯総数のうち、世帯収入が700万円以下(所得換算約500万円)の世帯の割合87.9%

⑤「令和3年度国民生活基礎調査」直近年度の世帯主の年齢別、世帯所得の割合
30歳以上39歳以下世帯総数のうち、世帯収入が700万円以下(所得換算約500万円)の世帯の割合66.9%

・ただし、予算の制約により、今回の対象世帯は29歳以下5世帯、それ以外5世帯とする。
新婚世帯からの申請状況によって、追加の応募及び予算措置を検討する。
29歳以下: 5世帯(申請見込) × 100万円(補助上限額) = 5,000千円
上記以外: 5世帯(申請見込) × 50万円(補助上限額) = 2,500千円

②継続補助見込	継続補助実施の有無	無	世帯 円
見込世帯数			
対象経費支出予定額			

3. 広報の実施予定
告知チラシを市内の全戸へ配布するとともに、市ホームページ、Facebookなどを活用して周知を行う。



少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目		単位	目標値	現状値
		合計特殊出生率		人	1.73 (令和7年度)
参考指標 ※(注)5	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率			1.44 (令和3年度)	
	婚姻件数		件	89 (令和3年度)	
		婚姻率		2.6 (令和3年度)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合		%	50	0
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」		%	50	0
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に支援されていると感じた世帯の割合」		%	50	0
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	<ul style="list-style-type: none"> 新潟県に対し、県ホームページを通じた広報を依頼する。 新潟県が導入したマッチングシステム「ハートマッチにいがた」登録料の助成を行う。 新潟県の結婚支援コンシェルジュとの情報共有やヒアリング対応を行う。 市の単費でマッチングを伴う婚活イベントを行う(年1回程度)。その他、近隣市町と連携したイベントの開催も検討。 新潟県と共催で結婚支援ボランティアを対象としたセミナーを行うことを検討。(市は会場の確保、運営への人的協力、会場使用料やチラシ全戸配布のための費用負担などを行う。) 				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	民間事業者との連携は考えていない。				

(注)
1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
2「自治体における少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、②③は記載不要。
①これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情・課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け
②本個別事業が継続事業である場合はこれまでの事業実施状況及びその中で見つかった課題(新規事業である場合は不要)
③本個別事業が新規事業である場合は地域における実情と課題への対応、継続事業である場合は本個別事業における現状と課題への対応
3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的な内容を記載すること。
※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和5年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中で本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。